

振動規制法で規定されている特定施設（振動規制法施行令別表第 1）

特定施設			規模要件等
1	金属加工機械	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く
		ロ 機械プレス	
		ハ セン断機	原動機の定格出力が 1kW 以上のもの
		ニ 鍛造機	
		ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のもの
2	圧縮機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
4	織機		原動機を用いるもの
5	建設用資材製造機械	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力が 2.95kW 以上のもの
		コンクリート管製造機械	原動機の定格出力が 10kW 以上のもの
		コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力が 10kW 以上のもの
6	木材加工機械	イ ドラムバーカー	
		ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
7	印刷機械		原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のもの
9	合成樹脂用射出成形機		
10	鑄型造型機		ジョルト式のもの

※移動式のものは特定施設から除外されますが、移動しうるものであっても固定されて使用されているものは特定施設に含まれる。